

「議員定数と報酬のあり方について」

1 当該資料の位置付け

第2回全員協議会分科会議論（6月1日開催）を踏まえ、次回議論の前提事項を整理したもの。

2 確認事項

（1）議員報酬の考え方

- ・報酬は「役務の対価」ではあるが、「生活給」の要素も念頭に置く。

（2）議員報酬と活動量について

- ・活動量の定義付けを行ったうえで市民の理解を得られなければ、活動量が増加したとしても、直ちに議員報酬に直結できるものではない。

（3）夜間議会について

- ・働き方やライフスタイルの多様化が進んでおり、効果的な手法ではない。
- ・議会のインターネット配信は、充実している。

（4）期末手当について

- ・活動（業績）を反映するものとして、共済費なども考慮すると、期末手当としての支給は妥当である。支給回数については確認が必要。

（5）議員の育児手当等について

- ・手当としては必要であり市民への説明もしやすい。一方で法的根拠がないことから、今後の研究課題となり得る。

（6）報酬区分について

- ・客観的基準（議長・副議長・委員長）は妥当であるが、副委員長についての検討は必要である。

3 協議事項

- （1）活動量の増加と政務活動費について（原価方式との整合、報酬との差別化）
- （2）期末手当の基準日の考え方について（通年議会、会議の原則）
- （3）報酬区分の拡大（副委員長）について（基準、金額）

4 今後のスケジュール

第3回モニター会議（6月28日開催）を念頭に、協議を進める。

6月16日 第4回議会運営委員会

6月22日 第3回全員協議会

6月28日 第3回モニター会議

全員協議会分科会(6/1)まとめ

(1)議員報酬の考え方

- ・議員報酬は、時間給でも給与でもない。選挙で定数割れなどの状況になれば、理解しやすくなるのではないか。

(2)議員報酬と活動量について

- ・活動量の精査はどんな議会を目指すのか条例改正も視野に点検する。
- ・活動量が違うことを数字であげ根拠を示す。
- ・議員の活動量なのか議会の活動量なのか、判断するのは難しい面も多い。活動量により報酬を変動させるというよりは、やはり政務活動費で補う方向が望ましいのではないか。
- ・活動量によって変化する可能性を前提とするには、活動量の定義自体の検証が必要である。活動量とは、町民の声を広く聞き取り、政策提案することやチェック機能を強化等々、基準値を定めるのは難しいのではないか。
- ・町民に活動量について納得できる説明が必要。

(3)夜間議会について

- ・難しい側面が多い。兼業のしやすさはあるが、それでも全議員に適応することはあり得ないので、解決できる課題そのものが少ない。
- ・理事者・職員の時間外勤務などの問題も考えなければならない。
- ・現在の情報のネットワーク(議会中継・ホームページ)などで、いつでも情報を活用できるので夜間議会を開催する意味がない。

(4)期末手当について

- ・年度途中で亡くなり支給されなかった例もあるため、支給回数を2回にしたほうが良い。
- ・以前の諮問会議の答申にもあるように、できれば期末手当そのものがないほうがわかりやすい。ただし、様々な事情を考慮に入れることは必要(共催費など)。
- ・業績(日数)反映が趣旨となる。議会は、出席が原則であり、それが業績となる。

(5)議員の育児手当等について

- ・議員を生活の生業にするなら育児手当や政務活動費などは必要。
- ・法的根拠がないため、可能かどうか一つの案として今後の議論が必要。
- ・報酬を上げず手当をつけることには説明ができる。
- ・今後の議論を進める必要がある。

(6)報酬区分について

- ・通年議会の芽室町は実質活動量から言えば他町と違う。議運に出席する副委員長の負担が大きいため、区分に明記しても良い。
- ・委員長の報酬は上げて良い。
- ・安易な区分はよくない。年齢別、期別により違いを出す工夫をしている議会もあるようだが、本来は望ましいとは言えない。検討するとすれば、副委員長の区分を増やすことぐらい。
- ・客観的基準は、現状で機能している。

(7)その他

- ・自己評価の「あなたは・・・」の項目はいらぬ。無記名のほうが書きやすく、改革できる。
- ・政務活動費導入の課題は何か、改選後検討が必要であり、人が変わっても継続調査ができるよう道筋をつけたい。
- ・政務活動費の導入はできれば早急に議論を進め、導入も視野に入れて議論を進めるべき。本来あるべき姿に近づけるという意味でもしっかりと検討すべき。
- ・報酬算出のそれぞれの方式にあてはめた額の趣味レーションを比較検討することも必要かもしれない。